

特定非営利活動法人音降りそそぐ武蔵ホール 賛助会員規約

(2018年2月23日)

第1条 目的

本規約は、定款第2章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとし、外部関係者の当法人に対する協力と理解を高め、当法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条 資格

賛助会員の資格を有する者は、当法人の主旨に賛同し、当法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

第3条 加入

賛助会員たる資格を有する者は、会員入会申込を申請し、当法人の承諾を得て加入するものとする。

第4条 会費

賛助会員は、年会費を納入するものとする。会員期間の換算日は納入翌月の1日とする。

入会金：2,000円 年会費：2,000円 任意で寄付金 1口：1,000円～

法人として申し込む場合、法人会員となり、下記会費を納入するものとする。

入会金：10,000円 年会費：5,000円 任意で寄付金 1口：10,000円～

第5条 脱退

賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ当法人に届出て脱退するものとする。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第6条 除名

当法人は、以下の各項のいずれかに該当する賛助会員を除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- ① 当法人の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- ② 会費の納入を怠った賛助会員
- ③ 故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- ④ 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

第7条 特典利用

当法人が主催する催し物において、割引を受けることができる。(一部対象外)
また、当ホール利用料の一部割引を受けることができる。

第8条 その他

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

※上記規約は、予告なく変更する場合がございます。

《ご提出書類》

賛助会員登録申請書

※同時に利用者会員登録をされる場合は、身分証明書コピーのご提出が必要となります。

《入会金・年会費のお支払い》

入会金・年会費のお支払い方法は、下記のいずれかにてお願いいたします。

- ・ホール窓口にてお支払い
- ・下記口座にお振込み

《お振り込み先》

- ・銀行名：埼玉りそな銀行
- ・支店名：武蔵藤沢支店
- ・普通口座：4192147
- ・口座名義：(特非) 音降りそそぐ武蔵ホール

《会員証の発行や会員番号について》

賛助会員証発行はございません。

登録完了後にお送りする会員番号をお控えください。